

特 記 仕 様 書

業 務 名：荒島地区溪間工測量・設計業務（R5 補正）

業務場所：新潟県村上市荒島字大山国有林1306ろ1林小班外

第1条 本業務にあたっては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本業務の設計にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき木材の特質や環境への配慮を踏まえ、構造物の設計については下記に示すとおりとする。

①木材の利用を原則とする

・柵工、筋工、防風工、静砂垣工、落石防止緩衝工

②現地条件等から木材利用が適していると判断される場合に木材を利用する

・治山ダム工、土留工、護岸工、流路工、水路工、法面保護工等

※なお、仮設工においても積極的に木材を採用すること。木材利用の適否理由等について、工種毎に整理すること。

第3条 本業務にあたって、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 本業務の結果は、報告書として製本したものを2部、電子データとして電子媒体（DVD等）に保存したものを添付して履行期間内に提出すること。

なお、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名をそれぞれ表示すること。

（三者会議の開催）

第6条 本業務は、業務の完了後において、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として発注者、受注者及び当該工事の施工者の三者で構成し、工事目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議の設置対象業務となることがある。

2 受注者は、発注者から三者会議への出席要請があった場合は、協力するものとする。

3 三者会議の資料作成及び出席に要する費用については、別途、当該工事の施工

者から支払を受けるものとする。

(治山ダム上流側の堆砂について)

第7条 治山ダム完成時の上流側の堆砂について、間詰図に上流側堆砂線、縦断図及び構造図に治山ダム分類を明記するとともに、数量計算書において上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)(※)を算出すること。上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)の算出方法は以下のとおりであり、床堀に対する埋戻し数量はこの堆砂量と2重計上とならないように算出する。

上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)

= 1 / 3 × 治山ダム設置位置での断面積

× 延長(ダム設置位置から堆砂高と現溪床の交点まで)

(※)「上流側堆砂量(跳ね上げ土砂量)」とは、ダムの安定計算上想定した土圧に対応するものであり、例えば4型で設計された治山ダムであれば、堤高の1 / 2まで堆砂に必要な土砂量である。

(情報共有システムについて)

第8条 本業務における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- (2) 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf

- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用(登録料及び使用料)は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - ア 地質調査業務については業務管理費
 - イ 測量業務については間接測量費
 - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

(公共測量の取扱い)

第9条 本業務において、基準点(電子基準点、三角点、水準点等)を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第5条第1号及び第2号の規定に基づく測量(以下「公共測量」という。)に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

また、発注者が行う公共測量の手続きに必要な書類作成については、必要に応じて森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知)第2編測量業務等標準仕様書(以下「測量業務標準仕様書」という。)第2123条の規定によるものとし、測量業務標準仕様書第2124条の規定により、契約変更を行うものとする。